

■ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直されました

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直されました。

【平成29年度】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

【平成30年度から】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減

※所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

■ 保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望される方は、住民課町税グループへお申し出ください。
お申込みに必要なもの：ご本人の保険証・お支払いする口座の預金通帳とお届け印
*口座振替に切り替わる時期は、申請時期によって異なります。

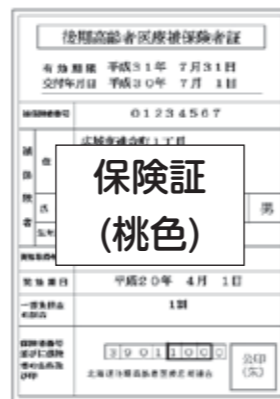
7月15日に、後期高齢者医療保険料決定通知書を郵送しますので確認してください。

■ 保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成30年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、桃色の保険証をご使用ください。

- ・新しい保険証の有効期限は、平成31年7月31日までです。
- ・紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課戸籍保険グループまでお申し出ください。



■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

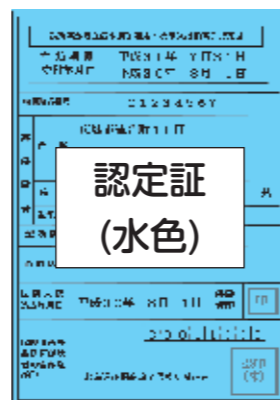
現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成30年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。新しい有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは水色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、住民課戸籍保険グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区 分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区 分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	老齢福祉年金を受給されている方



後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料率の見直しと 保険証の一齐更新について ～

■ 保険料率が変わります

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成30・31年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

● 均 等 割

(被保険者が等しく負担)

平成28・29年度 (年間)	49,809円
-------------------	---------



平成30・31年度 (年間)	50,205円 (396円増)
-------------------	------------------------

● 所 得 割

(被保険者の所得に応じて負担)

平成28・29年度 (年間)	10.51%
-------------------	--------



平成30・31年度 (年間)	10.59% (0.08ポイント増)
-------------------	---------------------------

● 賦課限度額

(1年間の保険料の上限額)

平成28・29年度 (年間)	57万円
-------------------	------



平成30・31年度 (年間)	62万円 (5万円増)
-------------------	--------------------

■ 保険料の計算方法（平成30年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均 等 割

【1人当たりの額】
50,205円

+

所 得 割

【被保険者本人の所得に応じた額】
(平成29年中の所得 - 33万円) × 10.59%

=

1年間の保険料

【限度額62万円】
(100円未満切り捨て)

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直されました

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減の所得判定基準が、次のとおり見直されました。

【平成29年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

【平成30年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減



■ 所得割の軽減が見直されました

平成29年度は、一定の所得以下の方について、所得割が「2割」軽減されましたが、平成30年度から「軽減なし」へ変更となりました。